別表十（五）付表　記載要領

この表は、法人が当該事業年度（令和４年４月１日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第14条第１項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）に規定する旧事業年度を除く。）に限る。）において租税特別措置法第65条の６（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合（当該法人の有する資産の譲渡の日の属する年における完全支配関係法人（同条に規定する完全支配関係法人をいう。）の有する資産の譲渡がある場合において同条の規定の適用を受けるときに限る。）に記載すること。

別表十㈣の表中「所得金額総計基準額（別表四「41の①」－「27の①」）」を「所得金額総計基準額（別表四「45の①」－「27の①」）」に改める。

別表十㈦の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号から第四号までの規定中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十㈧の記載要領第１号中「第４条の７」を「第４条の３」に改める。

別表十の二㈠の表中「措法第68条の63第１項の表の各号又は第２項の区分（第１号（情報通信産業特別地区）／第２号（国際物流拠点産業集積地域）／第２項（経済金融活性化特別地区））」を「旧措法第68条の63第１項の表の各号又は第２項の区分（第１号（情報通信産業特別地区）／第２号（国際物流拠点産業集積地域）／第２項（経済金融活性化特別地区））」に改め、同表の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の」を加え、同第二号中「租税特別措置法施行令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号及び第５号において「令和２年旧措置法施行令」という。）」に改め、同第三号及び第五号中「租税特別措置法施行令」を「令和２年旧措置法施行令」に改める。

別表十の二㈡の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号から第五号までの規定中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十の二㈢の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の」を加える。

別表十の二㈢付表の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の」を加え、同第二号中「は、」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の」を加える。

別表十一㈠の記載要領第１号中「連結法人が法」を「連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）」に、「（法」を「（令和２年旧法」に改め、「又は第５項」の次に「（個別評価金銭債権に係る貸倒引当金）」を加え、「より法」を「より令和２年旧法」に改める。

第１条のうち法人税法施行規則別表十一（一の二）の記載要領第１号の改正規定中「（令和２年旧法」に」の下に「改め、「又は第６項」の次に「（一括評価金銭債権に係る貸倒引当金）」を加え」を加える。

第１条中法人税法施行規則別表十一（一の二）の改正規定の次に次のように加える。

別表十一㈠の記載要領第１号中「適用される法」を「適用される所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法」に改める。

別表十一㈡の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第３号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「同法」を「令和２年旧措置法」に、「同令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同第三号(1)及び(2)中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十一㈡の記載要領及び別表十一㈣の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表十一㈣の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第４号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「第68条の54第３項」を「令和２年旧措置法第68条の54第３項」に改め、同第四号中「第68条の54第４項」を「令和２年旧措置法第68条の54第４項」に改める。

別表十一㈥の記載要領中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

別表十一㈦の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同第二号中「同令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「令和２年旧措置法施行令」という。）」に改め、同第三号中「同令」を「令和２年旧措置法施行令」に改める。